

## 第4号議案－1

### 広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県立学校等管理規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和6年3月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案の趣旨

学校図書館に司書資格を持つ正規職員を配置して学校図書館の更なる体制整備を図るため、学校司書の上位の職を設置することとし、広島県教育委員会規則一部を改正する。

#### 2 一部改正する規則

広島県立学校等管理規則

#### 3 規則案

別紙のとおり

#### 4 施行期日

令和6年4月1日

#### 5 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。（以下略）

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校等管理規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校等管理規則（昭和三十三年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員及びその職務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員を置く。</p> <p>3―9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p><del>第十三条の二 学校に、主幹学校司書、主任学校司書又は学校司書を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。</del></p> <p>21 <del>主幹学校司書、主任学校司書又は学校司書は、事務職員のうちから命ずる。</del></p> <p>31 <del>主幹学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務を総括及び整理する。</del></p> <p>41 <del>主任学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務を整理する。</del></p> <p>51 <del>学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務をつかさどる。</del></p> <p>(事務室)</p> <p><del>第十三条の三 (略)</del></p> <p>2 事務室に、<del>第十三条第一項の職員</del>其他所要の職員を配置する。</p> <p>3―5 (略)</p>	<p>(職員及びその職務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の職員のほか、必要があるときは、学校に、学校付、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、<del>学校栄養職員及び学校司書を置く。</del></p> <p>3―9 (略)</p> <p>101 <del>学校司書は、上司の命を受け、学校図書に関する専門的職務をつかさどり、生徒の主体的な学びの育成に関する支援を行う。</del></p> <p>111 (略)</p> <p>(事務室)</p> <p><del>第十三条の二 (略)</del></p> <p>2 事務室に、<del>前条第一項の職員</del>其他所要の職員を配置する。</p> <p>3―5 (略)</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。